

意見書第2号

「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書

太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和5年6月2日

太宰府市議会議長 門田直樹様

提出者 太宰府市議会議員 タコスキッド

賛成者 太宰府市議会議員 森田 正嗣

賛成者 太宰府市議会議員 笠利 毅

理由

インボイス制度の導入によって深刻な影響を受ける小規模事業者や住民の暮らし、地域経済、地方行政を守る目的で、国に対してインボイス制度の廃止を要望するため。

「インボイス（適格請求書）制度の廃止」を求める意見書

この30年近く、デフレによって日本経済は低迷し、賃金の低下や雇用の非正規化が進みました。それによって人びとの生活は苦しくなる一方でした。そこに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「コロナ不況」と、輸入物価の高騰が追い打ちをかけています。

例えば、コロナ関連の特例貸付金の返済が2023年1月に入って始まっていますが、4割が返済不可能となり免除となったと報道されています。免除対象となる住民税非課税世帯が急増しているのです。加えて、輸入に多くを頼っている食料品や電気・ガス代などの高騰が家計を圧迫し、価格転嫁が難しい中小零細企業は収益を悪化させています。

国は消費税を引き下げることなく課税し、その結果、法人税と消費税、所得税によって「国の税収は65兆円と史上空前」となっています。人びとの生活が圧迫される中、消費税収が「史上空前の税収」のひとつであるのは経済政策の失敗と言わざるを得ません。

こうした厳しい市民生活に追い打ちをかけるように2023年10月からインボイス制度が実施されようとしています。インボイス制度は、とりわけフリーランスや零細事業者などの免税事業者（課税売上高が1,000万円に満たない事業者）を窮地に追い込むものです。インボイス登録のない業者との取引は仕入れ控除されないため、免税事業者のままでいると仕事が減ったり、実質的な値引きを要求されたりします。インボイス登録をして一定売り上げ以上の課税事業所になると消費税の納税義務が発生します。インボイス制度導入の強行は、中小零細事業者らを苦しめ、廃業に追い込むものです。

インボイス制度導入に関し、経済団体など多くの団体から、現状のまま実施に踏み切る事に懸念の声が出ており、このままインボイス制度が導入となれば小規模事業者のみならず住民の暮らし、地域経済、地方行政にも深刻な打撃となる事が予想されます。

インボイス制度廃止は中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のためになると考えます。

上記の理由から、国会及び政府に対してインボイス制度の廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年6月 日

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様
財務大臣	鈴木俊一様

福岡県太宰府市議会議長 門田直樹